

茨城青年司法書士協議会
令和8年度第1回研修会
2026年6月13日
山野邊 義敏

事例報告

テーマ1 ～相続人にタイ人がいる場合の相続登記～

事件の流れ

1. 今から5年ほど前、相続登記の依頼があった。依頼を受諾し、戸籍謄本を確認したところ、被相続人の妻はタイ人であり、日本に住んでいるが日本国籍がないことがわかった（資料①参照）。

↓

2. タイには戸籍制度がないため、相続登記を受理してもらうにはどのような書類が必要か、実務書で確認したが明確な記載がみつからなかった。また知合いの司法書士に聞きまわったが経験者がいなかった。軽く途方にくれた。

↓

3. 気持ちを切り替えて、まずは法務局に照会をした。

「宣誓供述書を作成して添付して。」との回答があった。残念ながら手続きのやり方については教えてくれなかったが、宣誓供述書に記載すべき具体的内容については指定があった。以下の項目である。

①国籍 ②現住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤性別 ⑥配偶者（夫）の名前
⑦配偶者（夫）の本籍地 ⑧いつ結婚したか。 ⑨遺産分割協議の具体的内容
（誰がどの財産を相続するか）ある程度が目途がたった気がした。

↓

4. 宣誓供述手続きを行うため、タイの大使館に電話した。日本人の職員が手続きをわかりやすく案内してくれるだろうと予想したが、まったく予想は外れ

た。電話に出たのは、カタコトの日本語を話すタイ人の職員で、「コチラデハ
デキマセン。ガイクショウニキイテ。」というそっけない回答であった。再び途
方にくれた。

↓

5. その後、実際に外務省に確認したかは記憶にないが、タイ大使館で手続き
が出来ないのはおかしいだろうと思い、かなりの期間にわたってインターネッ
トで調べつづけたが、該当する情報はみつからなかった。

↓

6. ある日、調べていると、東京の行政書士がタイ大使館における認証手続き
の代行をしているという情報をみつけた。すぐに飛びついて、今回の案件につ
いて依頼できるか相談したところ、「大丈夫だ」との回答があり、実施する手
続きについても案内してくれたため依頼することにした。登記の依頼を受諾し
てから相当な時間が経過していたが、ようやく終わりが見えて安堵した。

↓

7. 具体的に行った手続きは以下のとおりである。

- ①まず公証役場に本人が行き公証人の前で宣誓供述をする。
- ②遺産分割協議書及びそのタイ語訳文と合綴された宣誓供述書（資料②参照
※最終ページのみ）を委任状とともに行政書士に送付する。
- ③その後、行政書士が外務省とタイ大使館にいて認証手続きをする。

↓

8. その後、相続登記を申請し無事完了に至った。